平成２７年（再イ）第１２号
兵庫県伊丹市御願塚８丁目１番12号　ヒルズ御願塚203号
再生債務者　宮本　孝司
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月21日まで
平成27年４月30日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２７年（再イ）第７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―916号
再生債務者　平賀理映子
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月21日まで
平成27年４月30日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第１号
兵庫県姫路市別所町小林495番地９
再生債務者　星野秀一郎
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月28日まで
平成27年４月30日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（再イ）第３号
山口県下関市伊倉町３丁目14番23号
再生債務者　中泊　昌子
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月22日まで
平成27年５月１日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２７年（再イ）第３号
北九州市八幡西区北筑１丁目10番６号
再生債務者　小嶋　謙之
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月22日まで
平成27年５月１日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再イ）第６８号
広島市西区山田新町２丁目16番２―６号
再生債務者　坂本　建二
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月29日まで
平成27年５月１日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１号
広島県豊田郡大崎上島町木江142―３　203号
再生債務者　山元　康之
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月29日まで
平成27年５月１日　広島地方裁判所呉支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第８号
名古屋市港区小賀須３丁目1605番地　グランマノワール南陽801号
再生債務者　加藤　正和
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年５月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１号
埼玉県比企郡嵐山町大字吉田1161番地
再生債務者　藤野　勝英
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月29日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月12日から平成27年７月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第３号
長崎県諫早市津水町121番地
再生債務者　小柳　哲也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月15日まで
平成27年５月１日　長崎地方裁判所大村支部

平成２６年（再ロ）第８号
奈良県桜井市大字桜井139番地の１
再生債務者　川嶋　文栄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年５月28日まで
平成27年４月30日　奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１００７０号
東京都荒川区東尾久３―21―２―103
再生債務者　久保田　充
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００５２号
東京都北区中里３―22―10
再生債務者　加藤　具敬
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第３号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2977番地17
再生債務者　濵田　博記
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月30日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第９号
千葉県八千代市八千代台北９丁目14番３―205号
再生債務者　中島　基樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月30日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺ一乃至Ｚ十の権利義務全部を承継して存続しＺ一乃至Ｚ十は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　河北新報
掲載の日付　平成二十七年四月二十四日
掲載頁　二十七頁

（Ｚ一・Ｚ三・Ｚ五・Ｚ七）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年五月七日
掲載頁　五十九頁（号外第一〇二号）

（Ｚ二・Ｚ四・Ｚ六）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年五月七日
掲載頁　六十二頁（号外第一〇二号）

（Ｚ八・Ｚ九・Ｚ十）
計算書類の公告義務はありません。